

令和2年度沼津市生活困窮者自立相談支援事業業務委託 公募仕様書

1 事業の目的

生活困窮者自立相談支援事業は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に規定された必須事業であり、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の課題を把握し、横断的な支援体制を構築することにより、生活困窮者・世帯の自立の促進を図るものである。

2 業務名

令和2年度沼津市生活困窮者自立相談支援事業業務委託

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 事業の業務内容

(1) 業務の内容

(ア) 生活困窮者の把握・相談受付

- a 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応するために設置した沼津市自立相談支援センター（以下「センター」という。）において、来所による相談を受け付ける。

また、生活困窮者の中には自ら相談に訪れることが困難な者もいることから、センターは待ちの姿勢ではなく、訪問支援等アウトリーチを含めた対応に努める。この場合、市内の関係機関のネットワーク強化を図り生活困窮者の早期把握に努め、必要に応じて訪問や声かけ等を行う。

- b 相談受付時に、相談者の主訴を丁寧に聞き取ったうえで、他制度や他機関へつなぐことが適当かを判断（振り分け）する。
- c 相談者への他制度等の紹介のみで対応が可能な場合や、明らかに他制度や他機関での対応が適当であると判断される場合は、情報提供や他機関へつなぐことにより対応する。
- d 相談内容から、センターによる支援が必要であると判断される場合は、本人から、本事業による支援プロセスに関する利用申込を受けて、その同意を得るとともに、丁寧なアセスメントを行う。

アセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、センターが継続してプランの策定等の支援を行うか、又は、他制度や他機関へつなぐことが適当かを改めて判断（スクリーニング）する。

なお、生活保護制度へつなぐことが適当と判断される場合は、確実に沼津市福祉事務所につなげるものとする。

また、他制度や他機関へのつながりが適当と判断された者には、本人の状況に応

じて適切に他の相談窓口等へつなぐとともに、必要に応じてつなぎ先の機関へ本人の状況について確認する等、適宜フォローアップに努めるものとする。なお、本人に関する個人情報に関係機関と共有するためには、本人の同意が必要であることを留意する。また、いわゆる相談のたらい回しとならないよう関係機関と連携するように努めるものとする。

(イ) アセスメント・プラン策定

- a スクリーニングの結果、センターによる継続的な支援が妥当と判断された者については、本人へのアセスメント結果を踏まえ、本人の自立を促進するための支援方針、支援内容、本人の達成目標等を盛り込んだプランを策定する。
なお、プランは本人とセンターが協働しながら策定するものであることから、プランの策定にあたっては、本人の意思を十分に尊重するものとする。
- b プラン策定前においても、必要に応じて、緊急的な支援（住居確保給付金の支給、一時生活支援事業の利用等）や、センターの就労支援員による就労支援、その他の地域における様々な社会資源を活用した各種支援が受けられるよう、必要な調整を行うものとする。
- c プランの内容は、センターが自ら実施する支援に加えて、次の a から e までに掲げる法に基づく支援、f から h までに掲げる他の公的事業又はインフォーマルな支援等、本人の自立を促進するために必要と考えられる支援を盛り込むものとする。
 - (a) 住居確保給付金の支給
 - (b) 就労準備支援事業
 - (c) 一時生活支援事業
 - (d) 学習支援事業
 - (e) (a)から(d)までのほか、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業
 - (f) 公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業
 - (g) 生活福祉資金貸付事業
 - (h) 上記のほか、様々な公的事業による支援及び民生委員による見守り活動等のインフォーマルによる支援
- d 支援調整会議を開催し、プランの内容が適切なものであるか確認を行うとともに、プランに基づく支援にあたって関係機関との役割分担等について調整を行う。
- e 市は、支援調整会議において、就労準備支援事業が盛り込まれたプランが了承された場合には支援決定を、学習支援事業、生活福祉資金貸付事業、または c の(h)の事業等については支援内容の確認を行う。
- f 公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業につなぐ場合については、市がプランの内容を確認し了承した後、センターは、支援決定等がなされたプランの写しとともに、必要書類を公共職業安定所に送付することにより、支援要請を行う。

- g センターは、市の支援決定又は確認を受けたプランに基づき、具体的な支援の提供等を行う。
- (ウ) 支援の提供・モニタリング・評価・再プラン策定・終結
- a プランに基づき、センター自ら支援を実施するほか、各支援機関から適切な支援を受けられるよう本人との関係形成や動機付けの促しをサポートする。
 - b 各支援機関による支援が始まった後も、各支援機関との連携・調整はもとより、必要に応じて本人の状況等を把握（モニタリング）する。
 - c 定期的なプランの評価は、次の状況を整理し、概ね3か月、6か月、1年等、本人の状況に応じ、支援調整会議において行う。
 - (a) 目標の達成状況
 - (b) 現在の状況と残された課題
 - (c) プランの終結・継続に関する、本人の希望・支援員の意見等
 - d 評価の結果、支援の終結と判断された場合は、他機関へのつなぎや地域の見守り等の必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行う。例えば、就職後から一定期間については、本人の状況を適宜把握し、必要に応じ本人からの相談に応ずることができる体制を整えておく。
 - e 評価の結果、プランを見直して、支援を継続する必要があると判断された場合は、改めてアセスメントの上、再度プランを策定する。

(エ) 支援調整会議

支援調整会議は、プランの策定等にあたり、以下(a)から(d)の4点を主な目的として開催する。また、以下(e)から(h)に掲げる業務を行う。

【主な目的】

- (a) プランの適切性の協議
- (b) 各支援機関によるプランの共有
- (c) プラン終結時等の評価
- (d) 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

【業務】

- (e) 支援プランの内容に関する協議及び検証
 - (f) 支援プランに基づく支援内容の検証及び評価
 - (g) 関係機関及び関係者等との連絡調整
 - (h) その他目的を達成するために必要な事項
- a 支援調整会議の座長は沼津市自立相談支援センター長が行い、会務を総括する。
 - b 支援調整会議は月4回程度行うものとする。なお、速やかに会議に諮る必要があるものについては、随時支援調整会議を開催するものとする。
 - c 支援調整会議は、座長が関係機関を指名し、招集する。
 - d 支援調整会議を効率的に開催するため、センターは支援調整会議を開催する前に、プランに盛り込む支援サービスの利用について、必要に応じて市やその他の関係機関・関係者との間で調整を行う。
 - e センターは相談者ごとの会議の記録を速やかに整理し、保管しなければならない

い。

(オ) 支援会議

沼津市が設置する生活困窮者自立支援法第9条に規定する支援会議（以下「支援会議」という。）については、その設置及び運営に協力する。

(カ) 就労支援等

- a 利用者本人の個々の状況に応じて就労意欲の喚起、キャリアカウンセリング、履歴書・職務経歴書の作成指導、面接対策等の支援を行う。
- b 本人の希望や特性にあった就労先を探し、マッチングを図ることができるよう、個別求人開拓、職業紹介等を行う。
- c センターが行う就労支援以外の就労支援事業を利用した場合も含め、モニタリング、支援の評価、終結に関する支援、就労後のフォローアップ、就労支援機関との連絡調整等を行う。
- d 就労準備支援事業と連携し、就労準備支援事業を利用する者、または就労準備支援事業の支援が終了した相談者の就労支援を行う。

(キ) 社会資源の開発・生活困窮者支援を通じた地域づくり

- a 生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的な支援が提供されるようセンターが中心となって支援調整会議その他の既存の合議体も活用して検討の場を設ける。
- b 効率的かつ効果的に生活困窮者を早期把握し、関係機関と協働して包括的なチーム支援を行うことができるよう設置された「沼津市生活困窮者自立支援ネットワーク会議」（以下「ネットワーク会議」という。）を年2回以上開催し、地域のネットワークづくりを一層進め、その活用を図る。
- c センターが自ら又はネットワーク会議等の協議の場、関係機関とのネットワークを通じて把握した社会資源の不足については、支援調整会議やネットワーク会議その他の協議の場において地域の課題として認識した上で検討を行うとともに、生活困窮者の支援に関する新たな社会資源の開発に努める。

(ク) 広報・PR活動等

- a センターは市と連携し、生活困窮者支援のより効果的な支援体制を構築するために、地域住民及び関係機関等に対しセンターのPRや生活困窮者支援・制度に関する説明等を通じて積極的な情報発信を行う。

※広報・PRにあたっては、パンフレット、チラシの作成、広報紙への掲載、WebやSNS、説明会・報告会等の実施を検討していただきます。

- b センターは制度の広報・PRとともに支援成果に関しても地域住民及び関係機関等に発信することでさらなる事業効果を高めるような情報発信に努める。
- c センターは地域住民や関係機関等から生活困窮者支援にかかる制度説明や講演依頼があった際には積極的に参加し、PR活動を行う。

イ 住居確保給付金の相談・受付等

住居確保給付金の審査、支給決定及び支給については市が実施し、受託者は住居確保給付金に係る次の業務を実施する。

(ア) 相談者への住居確保給付金（離職により住宅を失った生活困窮者等であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当額を支給）に関する説明及び対象要件の確認、住居確保給付金の申請手続きの説明及び申請書類の收受を行う。

また、住居確保給付金の受給を希望する相談者が早期に受給できるよう申請手続きの支援に努め、家賃の代理納付先の家主等への説明や、家主等からの問い合わせに対応する。

(イ) プランに基づき就労支援等を行うとともに、受給者の就職状況の確認を行い、国の示す就職活動要件に従って、就職活動をするよう助言・指導する。

(ウ) 受給者の求職活動状況の報告等住居確保給付金の支給に必要な書類を遅滞なく整備し、市へ報告する。（提出書類については別途指示する。）

ウ 法に基づく事業に関する事務等

市が実施する法に基づく任意事業等と連携し、適切な支援が実施されるよう努める。

エ 統計資料の収集・分析等

センターは事業実施にあたり厚生労働省が実施する支援状況調査に関する統計資料のほか、センター独自に運営に関する事業実績評価等に資する統計資料についても収集・整理分析し、随時市へ報告するものとする。

5 業務実施体制等について

ア 相談窓口名称・設置場所

- ・名称：沼津市自立相談支援センター
- ・場所：ぬまづ健康福祉プラザ（サンウェルぬまづ）2階
〒410-0032 沼津市日の出町 1-15

イ 支援員の配置等

(ア) 自立相談支援センター長（主任相談支援員兼務）

自立相談支援センター長（以下「センター長」という。）を常勤で1名配置する。その条件は、以下のとおり。

【条 件】

社会福祉士、精神保健福祉士、保健師の資格、若しくは同等の知見、業務経験を有し、相談業務全般のマネジメントができ、市及び関係機関との連携・調整等のコーディネートができる、支援業務に精通する者。

【内 容】

センター長は、業務責任者として本業務の総合運営に関して必要な調整を行い、主として次に掲げる業務を行う。

- (a) 相談業務全般のマネジメント
- (b) 相談支援員の指導・育成
- (c) 支援困難ケースへの対応等高度な相談支援
- (d) 社会資源の開拓・連携等

(イ) 相談支援員・就労支援員

相談支援員・就労支援員を3名以上配置する。(うち常勤1名以上)
なお、相談支援員と就労支援員を兼務することは妨げない。
その条件は、次のとおりとする。

【条 件】

社会福祉士、精神保健福祉士、キャリア・コンサルタントの資格、若しくは同等の生活相談支援に関する経験並びに各種支援制度の実務に係る知見を有する者。

【内 容】

・相談支援員

生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理や訪問支援等のアウトリーチ等を行う。

・就労支援員

生活困窮者へのアセスメント結果を踏まえ、公共職業安定所や協力企業を始め、就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等の支援を行う。

(ウ) 事務補助員等

事業実施にあたり、事務処理や相談支援員・就労支援員の補助を行う。
人数要件はなし。

ウ センターの開所日等

センターの開始日等は原則以下のとおりとする。

開所時間	午前9時から午後5時45分まで
休日等	日曜日、祝日相当日、ぬまづ健康福祉プラザ休館日

エ 業務従事者の研修等

センターの果たすべき役割の重要性を踏まえ、センター内で行う研修のほか外部研修への参加、外部講師の招へい、先進事例の調査等各種研修の実施により業務従事者の資質向上に努めること。

なお、国が実施予定の生活困窮者自立支援制度人材養成研修を各職種1名は受講すること。(既に同研修を修了した者は除く。)

オ センター事務所の整備・運営

センター運営に必要なパソコン等の備品や、事務用品等については、受託事業者の負担で用意する。

また、光熱水費等については、市とぬまづ健康福祉プラザの指定管理者と協議し決定した金額を負担する。

なお、机、椅子、キャビネット、パーテーションについては市が用意する。

業務に使用する車両は受託事業者にて用意していただきます。なお、業務に係る車両(1台分)についてはセンターが設置されているぬまづ健康福祉プラザ駐車場に駐車する際、駐車料金免除で使用できますが、職員の車両については、有料で他の場所を借りる必要があります。

(3) 支援対象者

沼津市内に居住する者で、就労の状況・心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者で、かつ本事業の支援が必要であると認められる者とする。

なお、生活保護受給者は対象としない。

6 実施計画及び実績報告

(1) 実施計画書の提出

受託事業者は、業務開始にあたり、委託業務実施計画書を作成し、本業務委託契約締結後 10 日以内に市に提出し、承認を受けなければならない。

なお、実施計画を変更する場合には、予め市の承認を得るものとし、契約期間中に業務従事者の変更があった場合には、速やかに届け出なければならない。

(2) 実績報告書の提出等

ア 受託事業者は、本事業における当月分の支援状況について取りまとめ、委託業務実績報告書を作成し、翌月 10 日までに市へ提出すること。

ただし、厚生労働省が調査を行う毎月の支援状況調査について前月分の静岡県への報告期限が翌月 10 日までであるため、調査回答に必要な統計データについては、翌月 7 日までに市へ報告すること。

イ 相談支援等における支援記録については、「自立相談支援事業の手引き（平成 27 年 3 月 6 日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）」に定める「自立相談支援機関使用標準様式（帳票類）」及び入力・集計ツール「生活困窮者自立支援統計システム」を使用し、支援に活用するとともに、支援を行った際は、速やかに適切な支援状況を記録し、利用者ごとに支援台帳を作成すること。

ウ 委託業務完了時、3 月末日までに年度における支援状況及び支援結果の概要を取りまとめ、委託業務完了報告書を市へ提出し、また、委託業務完了後、委託業務における収支決算書を市へ提出すること。

エ 本業務により得られたデータ及び報告書は市に帰属するものとし、市の許可なく他に利用あるいは公表してはならない。

7 委託費

(1) 支払方法

市は、受託事業者から毎月提出される報告書により本業務の執行を確認し、受託事業者からの請求に基づき部分払いを行う。

(2) 経費負担

市は、契約金額以外に費用を負担しない。

受託事業者は、生活困窮者に費用の負担を求めてはならない。

8 業務の適正な実施等に関する事項

受託事業者は、業務の実施にあたり、次に掲げる条件を遵守すること。

(1) 再委託の禁止

受託事業者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。

ただし、あらかじめ書面により市の承認を得た場合には、当該業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。

(2) 守秘義務

受託事業者は、本委託業務執行にあたり知りえた情報を受託期間中及び業務委託終了後も他に漏らしてはならない。

また、個人情報の取り扱いに関しては個人情報の保護に関する法律及び沼津市個人情報保護条例を遵守し、関係機関と個人情報を共有する場合には、支援対象者へ十分な説明を行い、同意を得ておく等、個人情報の適切な取扱い、書類等の管理を含めたセキュリティ面における徹底を図ること。

(3) 問合せ・苦情対応

本業務執行に関する申込及び問合せについては、原則として受託事業者が対応することとする。支援対象者と業務従事者間のトラブルへの対応は、原則として受託事業者の責任において迅速かつ誠実な対応を行うとともに、市に報告する。

受託事業者が対応できないクレーム等が発生した場合は、迅速に市に報告し、対応を協議すること。

(4) 各種通知・照会・検査等への対応・協力

受託事業者は、本委託業務執行にあたっては契約締結時に作成する仕様書とともに厚生労働省が発出している「自立相談支援事業の手引き（平成 27 年 3 月 6 日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）」等を踏まえて事業を実施すること。

また、国や静岡県・市より本事業の適正執行に関する検査、調査、資料作成要請や報告依頼があった際には、対応を行うこと。

(5) 就労体験や就労訓練を行う際の留意点

就労体験等を支援対象者に行わせる場合には、労働基準法（昭和 34 年法律第 49 号）等の規定を遵守し、安全衛生面での配慮を行うこと。また、就労体験や就労訓練を行う際には、労災保険に代わる保険制度への加入その他の災害補償のための措置を受託事業者の負担にて講ずるものとする。

(6) 情報開示

市が受託事業者に対し、本業務に関する情報の開示を求めた場合には、受託事業者は

これに協力する義務を負うこととする。

(7) 適正運営実施のための協議

本事業における事業進捗状況や事業運営の改善等協議する機会として少なくとも月に1回市と受託事業者間で協議を行うものとする。

9 業務の引き継ぎ

この契約の履行期間が満了するとき又は業務委託契約書に基づく契約の解除があるときは、受託事業者は、業務の遂行に関する留意事項等を取りまとめた引継書を作成し、市に引き渡すものとする。

なお、市が引き継ぎ未完了と認めた場合は、委託期間終了後であっても無償で引き継ぎを行うこと。

10 その他

この公募仕様書に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市及び受託事業者が協議の上決定する。